

運転免許を取る時、一定の病氣を申告しないことに罰則を科す道路交通法改正案が5月17日、参議院本会議で全会一致で可決され、衆議院に送付された。

法改正は、てんかんの持病を隠し運転していた人が起こした死傷事故などを背景に提案されたもの。免許を取得・更新する時、発作や失神など運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病氣を申告しないと罰則が科される。

一定の病氣とは、てんかん、統合失調症、睡眠障害などが想定されている。危険な症状があるのに運転している患者を知っている医師が、任意で公安委員会に届け出られる制度も設ける。

法改正をめぐっては、被害者側から厳罰化を望む声がある一方、患者団体からは「運転できないと通

院・通勤や買い物に困る。病氣を隠さずに済む社会でもない」と悲痛な声が上がっていた。

◆付帯決議も

こうした事情から、5月16日の参院内閣委員会の審議では、全会一致で可決するとともに付帯決議もした。病氣を理由とした差別が生じないように配慮する。該当患者が安心して相談できる窓口を充実させる。患者が社会生活で不利益、支障を受けないよう医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させる。など10項目を決議した。

なお「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法案」は衆院で審議中。刑法を改正して新法で、一定の病氣の影響で事故を起こした人も対象とする危険運転致死傷罪を規定する。

(福祉新聞・第2623号 2013年5月27日)